千葉市職員の財産形成貯蓄・財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄事務取扱要領

（通則）

第１条　千葉市職員（会計年度任用職員及び臨時職員を除く。以下「職員」という。）に関する財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄等」という。）の事務取扱については、勤労者財産形成促進法（昭和４６年法律第９２号）及び関係法令によるほか、この要領により処理するものとする。

（所管）

第２条　総務局総務部給与課長（以下「給与課長」という。）及び教育委員会事務局教育総務部教育給与課長（以下「教育給与課長」という。）は、それぞれ次表のとおりの職員に関する財形貯蓄等の取扱いに関する事務を所管し、当該事務を実施するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 所管する職員 |
| 教育給与課長 | 教育長が任命した者 |
| 給与課長 | 上記以外の者 |

（財形貯蓄等契約の資格）

第３条　財形貯蓄等契約の資格は、契約時に満５５歳未満の職員とする。

（金融機関等）

第４条　職員が財形貯蓄等について契約できる金融機関等は、市内に本店又は支店を有する金融機関等のうち、本市と別紙による「千葉市職員財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄事務取扱いに関する覚書」を取り交わしたものとする。

（契約の範囲）

第５条　職員一人の財形貯蓄等に係る契約は、各種１件とする。

（事務幹事金融機関等の指定）

第６条　給与課長及び教育給与課長は、財形貯蓄等の事務取扱を円滑に推進するため、第４条に規定する金融機関等のうちから、総括事務幹事・収納振込幹事及び事務幹事たる金融機関等を指定するものとする。

２　事務幹事金融機関等は、次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 幹事名 | 金融機関等名 |
| 総括事務幹事 | 大和証券株式会社 |
| 収納振込幹事 | 株式会社千葉銀行 |
| 事務幹事 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 株式会社三井住友銀行 |
| 住友生命保険相互会社 |
| 損害保険ジャパン株式会社 |
| 中央労働金庫 |
| 千葉中央郵便局 |

（財形貯蓄等の申込み）

第７条　財形貯蓄等の契約をしようとする職員は、財形貯蓄等控除預入等依頼書（様式第１号）及び契約する金融機関等（以下「契約金融機関等」という。）から取り寄せた金融機関所定の様式を併せて、財形貯蓄給与控除事務処理予定表に定める期限までに給与課長又は教育給与課長へ提出するものとする。

２　職員から前項の書類の提出を受けたとき、給与課長又は教育給与課長は、速やかに当該契約金融機関等へ書類を提出するものとする。

３　給与課長又は教育給与課長から書類の提出を受けたとき、当該契約金融機関等は、財形貯蓄等給与控除開始者等リスト（様式第２号）を、財形貯蓄給与控除事務処理予定表に定める期限までに給与課長又は教育給与課長へ通知するものとする。

（預入）

第８条　前条の規定により財形貯蓄等の契約を行った職員（以下「貯蓄者」という。）の預入は、貯蓄者が給与課長又は教育給与課長へ前条の書類を提出した月の翌々月から開始するものとする。

２　前項の規定による預入は、給与を支給する際、貯蓄者の給与から預入すべき金額を控除し、貯蓄者に代わって収納振込幹事に振込むことにより行うものとする。

３　収納振込幹事は、前項の規定により振込まれた金額を、同日中に当該契約金融機関等に振込むものとする。

（預入の額）

第９条　給与から控除する預入の金額は、1,000 円以上で、かつ1,000 円の整数倍とし、財形貯蓄等控除預入等依頼書に記載された金額とする。

（預入額の変更）

第１０条　財形貯蓄等の預入額を変更しようとする貯蓄者は、財形貯蓄等控除預入等依頼書（様式第１号）及び当該契約金融機関等から取り寄せた金融機関所定の様式を併せて、財形貯蓄給与控除事務処理予定表に定める期限までに給与課長又は教育給与課長へ提出するものとする。

２　貯蓄者から前項の書類の提出を受けたとき、給与課長又は教育給与課長は、速やかに当該契約金融機関等へ当該書類を提出するものとする。

３　給与課長又は教育給与課長から前項の書類の提出を受けたとき、当該契約金融機関等は、財形貯蓄等給与控除開始者等リスト（様式第２号）を、財形貯蓄給与控除事務処理予定表に定める期限までに給与課長又は教育給与課長へ通知するものとする。

４　前項の規定により、預入額の変更を行った者に係る変更後の預入は、貯蓄者が給与課長又は教育給与課長へ書類を提出した月の翌々月から行うものとする。

（解約、払戻し、休止及び再開）

第１１条　財形貯蓄等の解約、預貯金等の払戻し及び休止を受けようとする貯蓄者は、直接当該契約金融機関等において手続を行うものとする。

２　貯蓄者が解約及び休止を行ったとき、当該契約金融機関等は、財形貯蓄等給与控除停止者リスト（様式第３号）を、財形貯蓄給与控除事務処理予定表に定める期限までに給与課長又は教育給与課長へ通知するものとする。

（退職等に関する通知）

第１２条　給与課長又は教育給与課長は、退職、休職又はその他の理由により貯蓄者の給与から預入すべき金額を控除できなくなったときは、当該事項について、総括事務幹事を経由して当該契約金融機関等へ通知するものとする。

２　貯蓄者は、住所又は氏名を変更したときは、当該事項について直接当該契約金融機関等へ通知するものとする。

（財形貯蓄等契約証等の送付）

第１３条　契約金融機関等は、財形貯蓄等契約証及び預貯金等の残高報告書を直接当該貯蓄者に送付するものとする。

２　契約金融機関等は、給与課長又は教育給与課長が預貯金等の残高報告書及びその他必要書類を請求したときは速やかに提出するものとする。

（財形貯蓄等関係諸用紙）

第１４条　財形貯蓄等に関する諸用紙は、契約金融機関等が作成するものとする。

附　則

（施行日）

第１条　この要領は、昭和６２年１２月２８日から施行する。

（旧要領の廃止）

第２条　千葉市職員の財産形成貯蓄及び財産形成年金貯蓄事務取扱要領（昭和５８年９月１日施行）は廃止する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年８月１日から施行する。

様式第１号



様式第２号



様式第３号



**年度　千葉市職員　財形貯蓄給与控除事務処理予定表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 控除開始・  停止予定月 | 預入依頼書等※  提出期限  (職員→千葉市) | 報告書等提出期限  （金融機関→千葉市） | 給与支給日 |
| ４月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| ５月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| ６月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| **６月期賞与** | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| ７月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| ８月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| ９月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| １０月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| １１月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| **１２月期賞与** | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| １２月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| １月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| ２月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |
| ３月分給与 | ○/○（○） | ○/○（○） | ○/○（○） |

　※預入依頼書等とは、財形貯蓄等控除預入等依頼書（様式第１号）及び金融機関所定の様式です。

※提出先　　教育給与課：教育長が任命した者

　　　　　　給与課　　：上記以外の者

※書類の不備等があった場合は、予定月より遅れる場合がございます。